

令和2年4月1日版

建設工事人材育成促進事業

手続の手引き

【社内教育コース編】



申請受付期間

令和2年7月1日（水）～令和2年7月14日（火）

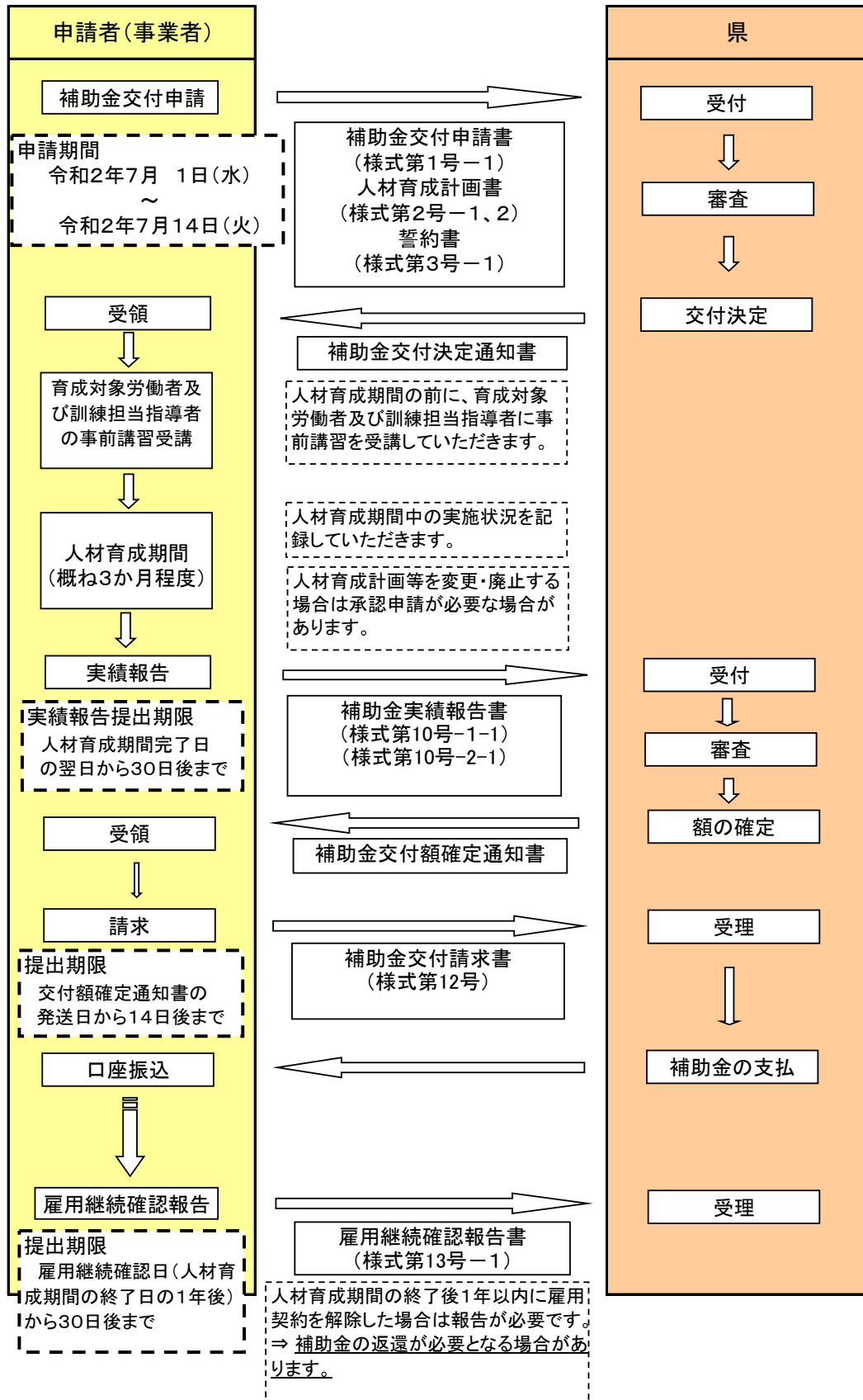
香川県土木部土木監理課

《目次》

1.	手続の流れ	2
2.	補助対象	3
3.	補助金額	5
4.	補助金の交付申請	6
5.	補助金の交付決定	7
6.	人材育成計画の変更	8
7.	人材育成計画の廃止	9
8.	人材育成実施報告書の記録	10
9.	実績報告	11
10.	補助金の額の確定	12
11.	補助金の請求・支払	12
12.	雇用継続確認について	13
13.	書類の提出方法	14

1. 手続の流れ

◆建設工事人材育成促進事業補助金【社内教育コース】<手続の流れ>



2. 補助対象

補助の対象となる事業者（以下「補助対象事業者」という。）、育成対象労働者及び訓練担当指導者は、次のいずれにも該当する必要があります。

○補助対象事業者

- ① 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく建設業の許可を有しており、その主たる営業所の所在地が県内であること
- ② 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入していること（加入義務がない場合を除く。）
- ③ 育成対象労働者及び訓練担当指導者と期間の定めのない常勤の雇用契約を締結していること
- ④ 育成対象労働者に対して、知事が別に定める期間内に訓練担当指導者を通じて建設工事に必要な技術等の習得に向けた人材育成を図ること
- ⑤ 県税（個人住民税を含む。）等の滞納がないこと
- ⑥ 過去に香川県補助金等交付規則（平成15年香川県規則第28号、以下「規則」という。）第2条第1項各号に規定する補助金等の不正受給がないこと

○育成対象労働者

- ① 交付申請を行う年度の4月1日時点における年齢が34歳以下であること
- ② 交付申請を行う年度の4月1日時点における建設業に係る建設工事に関する実務の経験が5年以内であること
- ③ 県内に在住していること
- ④ 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入していること（加入義務がない場合を除く。）
- ⑤ 過去に当該補助金及び建設工事人材確保育成モデル事業交付要綱（平成26年10月21日）に規定する育成対象労働者として認められたことがないこと（注1）

○訓練担当指導者

- ① 建設業に係る建設工事に関し10年以上実務の経験を有すること
- ② 県内に在住していること
- ③ 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入していること（加入義務がない場合を除く。）

☆令和2年度の育成対象労働者数は30人程度を見込んでいます。

また、補助金を申請できる育成対象労働者は、1事業者あたり2人までです。（注2）

☆育成対象労働者及び訓練担当指導者には、人材育成期間の前に、県が四国職業能力開発大学校に委託して行う事前講習を受けていただくこととなります。育成対象労働者は2日間（入職者向け講習）、訓練担当指導者は1日間（指導者向け講習）となっています。この事前訓練を1日でも受講できない場合は、補助金の交付は受けられませんのでご注意ください。なお、訓練担当指導者用の事前講習については、過去に同講習の受講経験がある場合は受講をしないことが選択できます。

☆訓練担当指導者は、人材育成期間中、建設工事に必要な技術等を育成対象労働者に指導・教育する役割を担います。（注3）

☆事前講習の日程は、決まり次第、ホームページに掲載しますので、下記アドレスを参照してください。

http://www.pref.kagawa.lg.jp/content/dir6/dir6_7/dir6_7_7/w5izjx160621164447.shtml



次の点にご注意ください。

（注1）育成対象労働者として県に申請できるのは年度を問わず1度までです。事業主が変わったとしても、過去に育成対象労働者としている場合は対象外となります。

（注2）育成対象労働者を指導する訓練担当指導者は、同一年度で申請した2人の育成対象労働者の訓練担当指導者となることができます。

（注3）訓練担当指導者は、育成対象労働者と常に行動を共にする必要はありません。育成対象労働者の育成に総括責任者として関与してください。

3. 補助金額

補助対象は、育成対象労働者及び訓練担当指導者の賃金の一部です。

補助金の額は、次のとおりです。

- ① 育成対象労働者の事前講習に係る日の賃金相当額

(2日×8,000円)

- ② 訓練担当指導者の事前講習に係る日の賃金相当額

(1日×16,000円)

- ③ 育成対象労働者1人1時間あたり交付申請を行う年度の4月1日時点における香川県最低賃金価格(818円)

× 人材育成期間中の育成時間数

(育成時間数の上限は480時間です。)

(千円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額です。)



次の点にご注意ください。

(注1) 補助の対象となる育成時間数には、**国や地方公共団体等から賃金の補助や助成を受けることとなる時間は含めることができません**。他の賃金補助や賃金助成を受けている場合はご注意ください。(例：人材育成期間中に厚生労働省の「人材開発支援助成金」の賃金助成を受けている場合、その期間は育成時間数から除くこととなります。)

4. 補助金の交付申請

補助金を受けようとする方は、「建設工事人材育成促進事業補助金交付申請書」（様式第1号－1）、人材育成計画書（様式第2号－1、2）、誓約書（様式第3号－1）及び添付書類を提出してください。提出が必要な書類は次のとおりです。

番号	必要書類	留意事項 (◎必ず提出が必要なもの、○：いずれか一部必要なもの)
①	建設工事人材育成促進事業補助金交付申請書	【補助金の申請書です。】 ◎様式第1号－1 (記載例は16ページを参照してください。)
②	人材育成計画書	【育成対象労働者の人材育成計画書です。】 ◎様式第2号－1（共通）、◎様式第2号－2（甲区分）、◎様式第2号－2（乙区分）※乙区分は2名申請する場合のみ必要 (記載例は17ページ～19ページを参照してください。) ※人材育成計画書は、事前講習の受講者情報として、四国職業能力開発大学校へ提供することがあります。
③	誓約書	【補助金の要件を満たしていることを確認する誓約書です。】 ◎様式第3号－1号
④	育成対象労働者及び訓練担当指導者の①住所、②氏名、③生年月日、④社会保険の加入が確認できる書類⑤雇用保険の加入が確認できる書類（コピー）	【①～③の確認書類】 ○運転免許証、○パスポート、○その他県内在住者であることが確認できる書類 【④の確認書類】 ◎社会保険被保険者証（裏面に住所の記載のあるものは、①～③の確認書類を省略できます。） 【⑤の確認書類】 ◎雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）
⑤	育成対象労働者及び訓練担当指導者の雇用形態が確認できる書類（コピー）	【育成対象労働者の雇用形態を確認するためのものです。】 ◎出勤簿（直近1か月分） ◎労働条件通知書又は雇用契約書のいずれか

5. 補助金の交付決定

県は、提出された補助金交付申請書の内容を審査し、要件に該当していると認めるときは、「交付決定通知書」を申請者あてに郵送します。

実績報告書を作成するときに、**交付決定通知書に記載された交付決定日、交付決定番号も記入が必要**になりますので、交付決定通知書はなくさないよう保管しておいてください。交付決定通知書の再発行はいたしません。

☆ 育成対象労働者の決定順について

育成対象労働者の交付決定は先着順で行います。1事業者が2名の育成対象労働者を申請する場合は、「甲区分」「乙区分」の申請区分を指定することとなっており、先着順の「甲区分」から交付決定します。申請期間中に30事業者に達した場合は、「甲区分」の30名が決定され、2人目の「乙区分」の方は交付決定されません。申請期間中に30事業者に満たない場合、「乙区分」から先着順に予算額に達するまで交付決定を行います。なお、先着順で決定する場合に、同日で予定数を超えた場合は抽選により決定をする場合があります。



次の点にご注意ください。

- 交付決定通知書は、**補助金の支払を確約するものではありません**。適正な実績報告書を提出した時点で初めて補助金交付の要件を具備するものとします。
- 「甲区分」「乙区分」の人材育成計画書はそれぞれ作成し、提出してください。1名のみ申請の場合は、「甲区分」のみ作成し、提出してください。

6. 人材育成計画の変更

補助対象事業者は、人材育成計画等に変更があった場合は、速やかに変更承認申請書（様式第6号）を提出する必要があります。ただし、変更内容が軽微である場合（補助金交付申請額の20%以内の減額）であれば、申請を省略することが可能です。

（例えば・・・）

★当初の人材育成計画では・・・

$818\text{円} \times 480\text{時間} = 392,000\text{円}$ （千円未満切り捨て）の場合、

- インフルエンザにかかって5日間（8時間×5日）休んだ。

$818\text{円} \times 440\text{時間} = 359,000\text{円}$ （減額率 8.418・・・%）

この場合、補助金交付申請額の20%以内の減額となるため、変更届の提出が不要です。

- 長期入院が必要となり、20日（8時間×20日）休んだ。

$818\text{円} \times 320\text{時間} = 261,000\text{円}$ （減額率 33.4183・・・%）

この場合、補助金交付申請額の20%以上の減額となるため、変更届の提出が必要です。



次の点にご注意ください。

- 補助金交付申請額の変更のほか、会社の商号変更、代表者の変更等、申請書に記載した基本的な事項が変更となる場合は、変更届の提出が必要となります。
- 変更内容により、当初満たしていた交付の条件を満たさなくなった場合、交付決定が取り消されることがあります。

7. 人材育成計画の廃止

補助対象事業者は、人材育成計画を廃止しようとする場合には、速やかに廃止承認申請書（様式第8号）を提出する必要があります。育成対象労働者の離職や、事前講習を受けることが出来なかった場合は、人材育成計画を廃止することとなります。

（例えば・・・）

★交付決定を受けた後・・・

- 育成対象労働者が離職した。

この場合、様式第8号の添付書類として、離職状況の確認が出来る書類（雇用保険被保険者資格喪失届等）を添付してください。

- 業務の都合等で事前講習に参加することが出来なくなった。



次の点にご注意ください。

- ・事前講習については、育成対象労働者向け講習、訓練担当指導者向け講習のうち、**1日でも出席できない場合は人材育成計画を廃止することとなります。**

8. 人材育成実施状況報告書の記録

補助対象事業者は、人材育成計画中の育成状況について、人材育成実施状況報告書（様式第5号）に記録しなければなりません。人材育成期間（令和2年9月1日～令和2年12月15日の間）、育成対象労働者の勤務状況を記載するとともに、訓練の実施状況を写真撮影し、訓練の実施状況を記載してください。なお、人材育成実施報告書は、実績報告の際に添付していただくことになります。



次の点にご注意ください。

- 人材育成実施状況報告書に記載できる勤務時間は、**正規の勤務時間のみ**となります。**超過勤務時間（残業時間等）は記載できません**のでご注意ください。
- 写真撮影はくれぐれも安全に配慮して行ってください。
- 人材育成実施状況報告書の記載例は21ページを参照してください。

9. 実績報告

補助対象事業者は、人材育成計画に記載した人材育成計画期間の完了後、30日以内に実績報告を行う必要があります。実績報告書は育成期間完了後、速やかに提出してください。

実績報告が提出されない場合は、補助金の交付が出来ませんのでご注意ください。提出が必要な書類は次のとおりです。

番号	必要書類	留意事項（◎必ず提出が必要なもの）
①	建設工事人材育成促進事業補助金実績報告書	<p>【実績報告書の提出様式です。】</p> <p>◎様式第10号-1-1建設工事人材育成促進事業補助金実績報告書</p> <p>◎様式第10号-2-1人材育成実績報告書 （記載例は22ページ～23ページを参照してください。）</p> <p>※この報告書は、次年度以降の事前講習の改善等を目的として、四国職業能力開発大学校へ提供する場合があります。</p>
②	交付要綱第7条第3号各号に規定する額の対象となる日の間の育成対象労働者及び訓練担当指導者の出勤状況が確認できる書類（コピー）	<p>【補助金の対象となる日の出勤状況を確認するためのものです。】</p> <p>◎出勤簿等（出勤状況、勤務時間数が確認できるもの）</p> <p>・事前講習を受講した日を含む出勤簿等も必要です。</p>
③	交付要綱第7条第3号各号に規定する額の対象となる日の間の育成対象労働者及び訓練担当指導者に対して賃金が支払われたことが確認できる書類（コピー）	<p>【補助金の対象となる日の育成対象労働者及び訓練担当指導者の給与支払状況を確認するためのものです。】</p> <p>◎育成対象労働者及び訓練担当指導者の賃金台帳、給与明細等（補助金の対象となる日に給与が支払われていることがわかるもの）</p> <p>・事前講習を受講した日を含む賃金台帳、給与明細等も必要です。</p>
④	人材育成実施状況報告書（様式第5号）	<p>【人材育成期間中に記録した人材育成実施状況報告書を添付します。】</p> <p>※この報告書は、次年度以降の事前講習の改善等を目的として、四国職業能力開発大学校へ提供する場合があります。</p>

次の点にご注意ください。



- ・ 出勤簿等については、育成労働期間中の勤務時間（超過勤務を除く）が確認できなければいけません。様式第5号に出勤状況を記載していただくとともに、確認資料として出勤簿等の写しを提出していただく必要があります。
- ・ 補助金の対象となる日に給与が支払われていない場合は、補助金は交付できません。

10. 補助金の額の確定

県は、提出された補助金実績報告書の内容を審査し、補助金を交付する要件を満たしていると認めるときは、県が確定した補助金の額等を記載した「建設工事人材育成促進事業補助金交付額確定通知書」を補助対象事業者あてに郵送します。

この通知書により、補助金の交付額が確定します。通知書の再発行はいたしませんので、大切に保管してください。

11. 補助金の請求・支払

補助金交付額決定通知書を受け取ったら、県に対し、速やかに補助金交付請求書（様式第12号）を提出してください。

請求書の提出期限は、補助金交付額確定通知書の通知日から14日後までです。

県は、不備のない補助金交付請求書を受理してから約1か月後（期間の短縮はできませんのでご了承ください。）に指定いただいた口座に補助金を振り込みます。

※補助金交付請求書（様式第12号）の記載例は24ページをご確認ください。

12. 雇用継続確認について

補助金の支払を受けた補助対象事業者は、人材育成計画期間の終了日から1年後に雇用継続確認報告書（様式第13号-1）を提出していただく必要があります。人材育成計画期間の完了日から1年経過する間に育成対象労働者が退職している場合は、補助金の全額返還を命じられる場合があります。この場合は、速やかに雇用契約解除報告書（様式第14号）を提出してください。

13. 書類の提出方法

県に提出する書類の部数は1部で、交付申請書のみ簡易書留や一般書留、または、特定信書便事業者が行う配達記録付きのサービスで送付してください。（FAXや電子メールによる提出は不可。）交付申請書以外は、普通郵便で送っても構いません。

また、県から問い合わせをする場合がありますので、提出の際には、必ず提出物の写しをとって保管しておいてください。

申請受付期間	事前講習日	人材育成期間
令和2年 7月 1日 (水) ～ 令和2年 7月14日 (火)	【育成対象労働者】 県が指定する日のうち2日間 【訓練担当指導者】 県が指定する日のうち1日間	令和2年 9月 1日 (火) ～ 令和2年12月15日 (火)

【送付先】

〒760-8570

香川県高松市番町四丁目1番10号

香川県 土木部 土木監理課 建設工事人材育成促進事業（社内教育コース） 担当

書類の送付について

(1) 信書を送達できる者により送付すること

申請書や実績報告書等は「信書」に該当するため、これを送達できるのは、次のいずれかの者に限られます。一般の宅配便での送付はできません。



①郵便事業株式会社（郵便法（昭和22年法律第165号））

②総務大臣の許可を受けた信書便事業者（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号））

(2) 配達記録が確認できる方法で送付すること

申請書や実績報告書等が間違いなく県の補助金受付に到着しているかどうかは、申請者において配達記録で確認していただく必要があります。県では、未着のものについての確認はできませんのでご注意ください。

(3) 封筒の表面に補助金関係書類であることを明示すること

補助金関係書類であることがわかるよう、封筒の表面に「**建設工事人材育成促進事業補助金交付申請書在中**」、「**建設工事人材育成促進事業補助金実績報告書在中**」等と朱書きしてください。



次の点にご注意ください。

- 提出していただいた書類は返却いたしません。
- 持参の場合は、書類の受け取りのみの対応となります。（その場での審査は行いません。）

令和2年7月1日～令和2年7月14日
(受付期間内)の間の申請日を記入。

様式第1号-1 <社内教育コ

令和2年7月〇〇日

香川県知事 浜田 恵造 様

必ず代表印を押印してください。
社印のみは不可。

所在地 高松市番町四丁目1-10
申請者 商号又は名称 株〇〇建設
代表者氏名 代表取締役 讃岐 一郎 印

建設工事人材育成促進事業補助金交付申請書

建設工事人材育成促進事業補助金の交付を受けたいので、香川県補助金等交付規則（平成15年香川県規則第28号）第4条及び建設工事人材育成促進事業補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

交付申請額 848,000円

内訳

育成対象労働者事前講習の賃金補助

8,000円×2日×2名=32,000円

訓練担当指導者事前講習の賃金補助

16,000円×1日×2名=32,000円。

人材育成期間中の育成時間の賃金補助

480時間×818円=392,000円（千円未満切り捨て）

392,000円×2名=784,000円

添付書類

- 1 人材育成計画書（様式第2号）
- 2 誓約書（様式第3号）
- 3 育成対象労働者及び訓練担当指導者の①住所、②氏名、③生年月日、④社会保険の加入、⑤雇用保険の加入が確認出来る書類（運転免許証、社会保険被保険者証、雇用保険被保険者資格取得届等）
- 4 育成対象労働者及び訓練担当指導者の雇用形態が確認できる書類（労働条件通知書等）の写し
- 5 その他知事が必要と認める書類

《建設工事人材育成促進事業補助金人材育成計画書》

【 共 通 事 項 】

(事業所情報欄)

商号・名称	(株) ○○建設				
代表者氏名	代表取締役 讃岐 一郎				
事業所住所	〒760-8570 高松市番町四丁目1-10				
電話番号	(087) 832-3507	FAX	(087) 806-0220		
メールアドレス	marumarukensetsu@kensetu-marumaru.co.jp				
担当者氏名	瀬戸 花子				
建設業許可番号	香川県知事許可 般99 第99999号				
建設業許可業種	下表の該当する略号に○を付けてください。				
<div style="border: 1px solid orange; border-radius: 50%; padding: 5px; display: inline-block; background-color: #fff9c4;"> 一般・特定双方に○を付けてください。 </div>					
略号	職種	番号	職種	略号	職種
(土)	土木工事業	(鋼)	鋼構造物工事業	(絶)	熱絶縁工事業
(建)	建築工事業	(筋)	鉄筋工事業	(通)	電気通信工事業
(大)	大工工事業	(舗)	舗装工事業	(園)	造園工事業
(左)	左官工事業	(しゆ)	しゆんせつ工事業	(井)	さく井工事業
(と)	とび・土工工事業	(板)	板金工事業	(具)	建具工事業
(石)	石工事業	(ガ)	ガラス工事業	(水)	水道施設工事業
(屋)	屋根工事業	(塗)	塗装工事業	(消)	消防施設工事業
(電)	電気工事業	(防)	防水工事業	(清)	清掃施設工事業
(管)	管工事業	(内)	内装工事業	(解)	解体工事業
(タ)	タイル・レンガ・ブロック工事業	(機)	機械器具設置工事業		

《建設工事人材育成促進事業補助金人材育成計画書》

【 甲 区 分 】

(育成対象労働者)

ふりがな 氏名	4月1日時点の年齢を記載してください。 かがわ たろう 香川 太郎				
生年月日	平成10年4月5日				
年齢	21歳※				
	※交付申請を行う年度の4月1日時点における満年齢・満実務経験年数				
採用年月日	平成30年9月1日	実務経験年数		満1年6月※	
①始業・終業時刻	①始業 (8時00分) ・終業 (17時00分)				
②休憩時間	②休憩時間 (60分)				
③休日	③休日 : 毎週土、日曜日 (祝日)				
主な職種	下表の該当する				
番号	職種	番号	職種	番号	職種
1	特殊作業員	11	溶接工	21	タイル工
2	造園工	12	土木一般世話役	22	サッシ工
3	法面工	13	内装工	23	ガラス工
4	とび工	14	型わく工	24	ダクト工
5	石工	15	大工	25	保温工
6	ブロック工	16	左官	26	建具工
7	電工	17	配管工	27	建築ブロック工
8	鉄筋工	18	はつり工	28	その他 ()
9	訓練担当指導者は、甲区分、乙区分の2名の育成対象労働者に対して同じ指導者を設定することが可能です。この場合、甲区分、乙区分とも、同じ内容を記載してください。甲区分、乙区分で別の訓練担当指導者を置くことも可能です。				
10					

(訓練担当指導者)

ふりがな 氏名	たかまつ きさむら 高松 三郎	
生年月日	昭和50年9月1日	
実務経験 (下表に実務経験を記載してください。)		
雇用期間 <small>年・月 ~ 年・月</small>	商号・名称 (所在地)	実務経験年数 <small>年・月 ~ 年・月</small>
H29.4~R2.6	(株) ○○建設 (高松市番町四丁目1-10)	H29.4~R2.6
H22.4~H29.3	(株) ○○組 (高松市多肥上町1251-1)	H22.4~H29.3
10年以上の実務経験が必要です。		
		合計 満10年 2月

【人】 事前講習の日程は決定次第HPに掲載します。日程に希望がない場合は「どちらでも良い」にチェックを入れてください。

①事前講習 受講希望日	【育成対象労働者】 <input checked="" type="checkbox"/> 令和2年 8月〇〇日・令和2年 8月〇〇日 <input type="checkbox"/> どちらでも良い 【訓練担当指導者】 <input type="checkbox"/> 令和2年 8月〇〇日 <input checked="" type="checkbox"/> どちらでも良い (予備日でも良い) <input type="checkbox"/> 過去に受講経験があるため受講を希望しない
②人材育成期間	令和2年9月 1日 ~ 令和2年12月 31日 勤務日数 (71日) うち育成時間 (568時間) ※
③目標 (人材育成期間後に期待される能力、その達成状況に応じた処遇の在り方など)	※1日8時間×71日間 この欄には、人材育成期間を通じて、どのような知識、技能を身に付けることを目標とするか、具体的に記載してください。 (例) ・図面から正確な施工プランを立てる能力を身に付ける ・支保工等材料の使用方法を理解する
④目標を達成するために事業者が講じる措置	上記の目標を達成するために、事業者として行うことを記載してください。 (例) ・外部講習を受講させる(型枠支保工の組立等作業主任者講習) ・資格取得に対する支援を行う
⑤人材育成期間中に訓練担当指導者が行う技術継承の内容	人材育成期間中に訓練担当指導者が行う技術継承の内容について記載してください。 (例) ・現場にて図面の読み取り指導をマンツーマンで行う。 ・簡単な支保工の組立作業を行う

この欄には、人材育成期間中の**正規の勤務時間×勤務日数**を記載してください。(補助対象となる育成時間の上限は480時間です。)

訓練担当指導者の事前講習を過去に受講した方は、受講しないことが出来ます。この場合、「過去に受講経験があるため受講を希望しない」を選択してください。なお、過去に受講経験があっても、再度受講することも可能です。

様式第3号-1 <社内教育コース> (第8条関係)

令和2年7月〇〇日

香川県知事 浜田 恵造 様

必ず代表印を押印してください。
社印のみは不可。

所在地 高松市番町四丁目1-1
申請者 商号又は名称 株〇〇建設
代表者氏名 代表取締役 讃岐 一郎 印

誓約書

建設工事人材育成促進事業の実施に際し、下記の事項を誓約いたします。

- 1 補助対象事業者は、建設工事人材育成促進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第4条に定める要件に合致していること。
- 2 育成対象労働者は、要綱第5条に定める要件に合致していること。
- 3 訓練担当指導者は、要綱第6条に定める要件に合致していること。
- 4 要綱第19条の規定に基づき、要綱第18条第1項各号に掲げる事項のいずれかに該当すると知事に認められ、交付決定を取り消された場合において、既に支払を受けた補助金の返還を命ぜられたときは、当該補助金を返還すること。
また、この場合において、交付要綱第20条及び第21条の規定による加算金及び延滞金が課せられることを承知していること。

人材育成実施状況報告書 (甲区分・乙区分)

甲区分、乙区分に○を付けてください。

(令和2年9月)

育成対象労働者氏名		香川 太郎			訓練担当指導者氏名		高松 三郎		
人材育成期間		令和2年9月1日～令和2年9月30日				育成時間 数計(月)	160h		
週	曜日	日	月	火	水	木	金	土	
第1週	日			9月1日	9月2日	9月3日	9月4日	9月5日	
	勤務時間			8h	8h	8h	8h	休	
	備考								
第2週	日	9月6日	9月7日	9月8日	9月9日	9月10日	9月11日	9月12日	
	勤務時間	休	8h	8h	8h	8h	8h	8h	
	備考							17日に振替	
第3週	日	9月13日	9月14日	9月15日	9月16日	9月17日	9月18日	9月19日	
	勤務時間	休	8h	8h	8h	休	8h	休	
	備考					12日の振替			
第4週	日	9月20日	9月21日	9月22日	9月23日	9月24日	9月25日	9月26日	
	勤務時間	休	休	休	8h	8h	8h	休	
	備考								
第5週	日	9月27日	9月28日	9月29日	9月30日				
	勤務時間	休	8h	8h	8h				
	備考								
育成指導内容		<ul style="list-style-type: none"> ・ 図面の読み方について、社内講習を実施 ・ 型枠支保工の組立等作業主任者講習の受講 							

	<p>(訓練の実施状況の説明)</p> <div style="border: 1px solid orange; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>枠内に収まるように育成状況を撮影した写真を張り付けてください。 「育成対象労働者」「訓練担当指導者」を表示し、具体的な作業内容を(訓練の実施状況の説明)に記載してください。 【画像はサンプルです。】</p> </div>
	<p>(訓練の実施状況の説明)</p> <div style="border: 1px solid orange; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>必ずしも「育成対象労働者」「訓練担当指導者」双方が写り込んでいる必要はありません。 また、現場以外でも、事業所で座学による指導状況の写真でも結構です。 【画像はサンプルです。】</p> </div>

令和2年〇〇月〇〇日

香川県知事 浜田 恵造 様

必ず代表印を押印してください。
社印のみは不可。

申請者 所在地 高松市番町四丁目1-
商号又は名称 株式会社〇〇建設
代表者氏名 代表取締役 讃岐 一郎 (印)

建設工事人材育成促進事業補助金実績報告書

令和2年〇〇月〇〇日付け2土監第〇〇〇〇号で交付決定通知のあった建設工事人材育成促進事業の実績について、建設工事人材育成促進事業補助金交付要綱第14条第1項の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

交付決定額 ※交付決定通知書に記載の額	848,000円
実績額	848,000円
内訳	育成対象労働者事前講習の賃金補助 $8,000円 \times 2日 \times 2名 = 32,000円$ 訓練担当指導者事前講習の賃金補助 $16,000円 \times 1日 \times 2名 = 32,000円$ 人材育成期間中の育成時間の賃金補助 $480時間 \times 818円 = 392,000円$ (千円未満切り捨て) $392,000円 \times 2名 = 784,000円$

添付書類

- 1 交付要綱第7条第3項各号に規定する額の対象となる日の間の育成対象労働者及び訓練担当指導者の出勤状況が確認できる書類(出勤簿等)の写し
- 2 交付要綱第7条第3項各号に規定する額の対象となる日の間の育成対象労働者及び訓練担当指導者に対して賃金が支払われていたことが確認できる書類(賃金台帳等)の写し
- 3 人材育成実施状況報告書(様式第4号)
- 4 その他知事が必要と認める書類

【人材育成実績報告(甲区分・乙区分)】

育成対象労働者 氏名	香川 太郎
訓練担当指導者 氏名	高松 三郎
①人材育成期間	令和2年9月1日～令和2年12月15日(終了日)
	勤務日数(66日)うち育成時間(528時間)
②目標達成度 (人材育成期間を通して身に付けた能力、それに応じた処遇の改善など)	<p>人材育成期間を通じて、最終的な目標達成度を記述してください。また、処遇改善等に繋がった場合も、具体的成果として記述してください。</p> <p>この欄には、「人材育成実施報告書」の「育成時間数(月)」の合計欄を全て足したものを記載してください。(端数切捨)</p>
③今後の課題・目標	<p>人材育成期間を通じて、身に付けた能力等を踏まえ、今後の課題や目標を記載してください。 (例)〇〇の技術習得のために〇〇講習を受講させる。 今後、〇年後に職長となることを目標に今後も訓練を継続していく。</p>
④訓練担当指導者の感想 (人材育成期間を通じて指導できたこと、今後の課題等について)	<p>④は必ず、訓練担当指導者が自署してください。 人材育成期間を通じて指導できたこと、事前講習で学んだことで役に立ったこと、指導者として自分自身の経験として得たこと、今後の課題等を記載してください。</p> <p>(訓練担当指導者の自署に限る)</p>
⑤育成対象労働者の感想 (人材育成期間を通じて学んだこと、今後の目標等について)	<p>⑤は必ず、育成対象労働者が自署してください。 人材育成期間を通じて指導できたこと、事前講習で学んだことで役に立ったこと、今後取り組みたい課題、将来の目標等を記載してください。</p> <p>(育成対象労働者の自署に限る)</p>

令和2年〇〇月〇〇日

香川県知事 浜田 恵造 様

必ず代表印を押印してください。

所在地 高松市番町四丁目1-10
 請求者 商号又は名称 (株)〇〇建設
 代表者氏名 代表取締役 讃岐 一郎 印

建設工事人材育成促進事業補助金交付請求書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け 2 土監第〇〇〇〇号で確定通知のあった標記補助金について、建設工事人材育成促進事業補助金交付要綱第16条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求額 金 848,000円

口座振替払	金融機関名	百十四銀行											
	店舗名	県庁								本店・支店・支所			
	預金種別	1 普通		2 当座		口座番号		9	9	9	9	9	9
	カタカナ	カ)	〇	〇	ケ	ン	セ	ツ				
	口座名義	(株) 〇〇建設											

令和〇〇年〇〇月〇〇日

香川県知事 浜田 恵造 様

必ず代表印を押印してください。
社印のみは不可。

所在地 高松市番町四丁目1-1
申請者 商号又は名称 (株)〇〇建設
代表者氏名 代表取締役 讃岐 一郎 印

雇 用 継 続 確 認 報 告 書 (建設工事人材育成促進事業補助金)

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇土監第〇〇〇〇号で確定通知のあった建設工事人材育成促進事業について、建設工事人材育成促進事業補助金交付要綱第17条第1項の規定により、下記の者が継続して雇用されていることを報告します。

記

甲区分	氏名 (育成対象労働者)	香川 太郎
	人材育成期間終了日 ※実績報告書に記載した日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
乙区分	氏名 (育成対象労働者)	丸亀 四朗
	人材育成期間終了日 ※実績報告書に記載した日	令和〇〇年〇〇月〇〇日

添付書類

- (1) 人材育成期間終了後の雇用継続を証する書類 (出勤簿、賃金台帳等) の写し
- (2) その他知事が必要と認める書類

【お問い合わせ】

香川県 土木部 土木監理課 建設工事人材育成促進事業（社内教育コース） 担当

TEL 087-832-3507

FAX 087-806-0220